（廃業等の公告等）

第百三十七条　金庫は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　銀行法第三十八条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（所属外国銀行に関する届出等）

第百三十七条の四　［略］

［2・3　略］

4　銀行法第五十二条の二の九第三項の外国銀行代理金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（標識の様式等）

第百三十七条の五　［略］

2　外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（委託契約書の案の記載事項）

第百四十一条　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　信用金庫代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十　［略］

2　［略］

（標識の様式等）

第百四十六条　［略］

2　信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その行う信用金庫代理業が一の信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該信用金庫代理業再委託者が、当該信用金庫代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該信用金庫代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（預金等との誤認防止等）

第百五十一条　［略］

［2～4　略］

5　第二項の場合において、信用金庫代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第百四十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（廃業等の公告等）

第百三十七条　金庫は、銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

（所属外国銀行に関する届出）

第百三十七条の四　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（標識の様式）

第百三十七条の五　［同上］

［項を加える。］

（委託契約書の案の記載事項）

第百四十一条　［同上］

［一～八　同上］

九　信用金庫代理業の内容並びに信用金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

十　［同上］

2　［同上］

（標識の様式）

第百四十六条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（預金等との誤認防止等）

第百五十一条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］